

狛江市介護予防・日常生活支援総合事業に関する条例

平成28年10月12日

条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の実施について、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び介護保険法施行規則で使用する用語の例による。

(理念)

第3条 市における介護予防・日常生活支援総合事業は、法及び狛江市福祉基本条例（令和2年条例第8号）並びにこの条例の定めるところにより、老後の大きな不安要因である介護を社会全体で支えることを基本に、市、市民、事業者の連携及び地域等の支え合いにより介護の担い手を増やし、持続可能なサービスの充実を図るとともに、個人の努力により、援護を必要とする市民の尊厳が守られ、その尊厳にふさわしい生活ができるよう運営されるものとする。

2 全て市民は、その家族の有無、介護を必要とする状態の程度その他の社会的、経済的、身体的又は精神的状態にかかわらず、その尊厳にふさわしい自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを利用する権利（利用するサービスの内容について十分な説明を受けた上で、利用しようとするサービスを自ら選択し、決定する権利を含む。）を有するものとする。

3 全て市民は、社会を構成する一員として、介護を必要とする状態の程度その他の社会的、経済的、身体的又は精神的状態にかかわらず、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が保障されるものとする。

4 全て市民は、住民自治の本旨に基づき、市の介護予防・日常生活支援総合事業に関する施策の策定及び実施の全般に関して参画し意見を述べる機会が保障されるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、介護が必要となっても、生涯にわたり人権が尊重され安心して豊かな老後を迎えることのできる福祉のまちを目指すものとする。

2 市は、介護予防・日常生活支援総合事業の運営に当たり、被保険者の権利の保障のもとに介護予防・日常生活支援総合事業のサービスが利用者自らの意思と選択に基づいて行われるよう、市民に対し積極的な情報の提供と制度を十分に理解するための説明及び応答の責任を果たすものとする。

3 市は、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの提供事業者及びサービスの提供に従事する者（以下「事業者等」という。）の創意工夫を尊重すると

ともに介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを利用する者（以下「事業利用者」という。）を保護する観点から、事業者等に対し適切な指導助言を行うものとする。

- 4 市は、必要な介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの提供が図られるよう基盤整備に努めるものとする。

（事業者等の責務）

第5条 事業者等は、サービス内容等について十分な説明を行い、事業利用者自らの意思、同意及び人格を尊重しなければならない。

- 2 事業者等は、市の実施する介護に関する施策に積極的に協力し、事業利用者の立場に立ったサービスを提供しなければならない。

- 3 事業者等は、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの提供に際して生じた事故及び事業利用者からの苦情に対しては、これを誠実に処理するとともに、自らサービスについて評価を行い、サービスの質の維持及び向上に努めなければならない。

- 4 事業者等は、業務に関して知り得た個人の秘密を他に漏らしてはならない。

（市民の責務）

第6条 市民は、この制度の理念である共同連帯、自己決定、自己選択及び市民参加を十分に理解し、並びに把握し、尊重するものとする。

- 2 市民は、日頃から要介護状態等への予防、健康増進、残存能力の維持及び向上に努めるものとする。

- 3 被保険者は、介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用を公平に負担するものとする。

（個人情報保護）

第7条 市長は、事業利用者に関する情報について、当該事業利用者又は当該事業利用者を代理する者からの請求があったときは、当該情報を開示するものとする。

- 2 市長は、当該事業利用者の同意を得なければ当該事業利用者に関する情報を事業者等に提示することはできない。

（事業内容）

第8条 市長は、介護予防・日常生活支援総合事業のうち、第1号事業及び法第115条の45第1項第2号に規定する一般介護予防事業として市長が別に定める事業を行うものとする。

（事業利用対象者）

第9条 第1号事業の利用の対象となる者（以下「第1号事業利用対象者」という。）は、居宅要支援被保険者等とする。

（利用料）

第10条 第1号事業を利用した第1号事業利用対象者（以下「第1号事業利用者」という。）は、市長が別に定めるところにより算定する額の100分の10に相当する額を利用料として市長に支払わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該第1号事業利用者が第1号被保険者であって、

法第59条の2第1項に規定する所得の額が政令で定める額以上であるときに受ける第1号事業の利用について前項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の10」とあるのは、「100分の20」とする。

3 前項において、当該第1号事業利用者が第1号被保険者であって、法第59条の2第2項に規定する所得の額が同条第1項の政令で定める額を超える政令で定める額以上であるときに受ける第1号事業の利用について第1項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の10」とあるのは、「100分の30」とする。

4 前2項の規定にかかわらず、当該第1号事業利用者が次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、利用料を100分の10とする。

(1) 当該第1号事業利用者が当該第1号事業を利用した日の属する年度（当該第1号事業を利用した日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）を課されていない者又は狛江市税条例（平成3年条例第5号）で定めるところにより市民税を免除された者である場合

(2) 当該第1号事業利用者が第1号事業を利用した日において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第24条第3項又は第25条第1項の規定により被保護者として決定されている場合

（利用料の減免）

第10条の2 市長は、第1号事業利用者が災害その他特別の事情があることにより、前条に規定する利用料を負担することが困難であると認める場合においては、市長が別に定めるところにより、同条に規定する利用料の一部又は全部を減免することができる。

（利用料の不還付）

第11条 既納の利用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（指定事業者による事業の実施）

第12条 市長は、第1号事業利用対象者が市長が指定する者（以下「指定事業者」という。）により行われる第1号事業を利用した場合において、当該第1号事業利用者に対し、当該第1号事業に要した費用について事業支給費を支給をすることにより、第1号事業を実施することができる。

2 前項に規定する事業支給費の額は、第1号事業に要する費用の額を勘案して、市長が別に定めるところにより算定する額の100分の90に相当する額とする。

3 第10条第2項に規定する者が受けられる第1号事業に係る支給について前項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

4 第10条第3項に規定する者が受けられる第1号事業に係る支給について第2項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の90」とあるのは、「100

分の70」とする。

- 5 前3項の規定にかかわらず、第10条の2の規定により利用料を減免した場合には、当該減免の対象となる第1号事業に要した費用に係る事業支給費は、前3項に定める額に当該減免した利用料を加えた額とする。
- 6 市長は、第1号事業利用対象者が指定事業者の当該指定に係る第1号事業を行う事業所により行われる第1号事業を利用したときは、当該第1号事業利用者が当該指定事業者を支払うべき第1号事業に要した費用について、事業支給費として当該第1号事業利用者に対し支給すべき額の限度において、当該第1号事業利用者に代わり、当該指定事業者を支払うことができる。
- 7 前項の規定による支払があったときは、当該第1号事業利用者に対し事業支給費の支給があったものとみなす。
- 8 市長は、指定事業者から事業支給費の請求があったときは、市長が別に定める基準に照らして審査した上、支払うものとする。

(指定事業者の指定)

第13条 前条第1項に規定する指定（以下「指定事業者の指定」という。）は、市長が別に定めるところにより、第1号事業を行う者の申請により、当該事業の種類及び当該事業の種類に係る第1号事業を行う事業所ごとに行う。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が市長が別に定める基準に従って適正に第1号事業を行うことができないと認められるときは、指定事業者の指定を行わないものとする。

(指定事業者の指定の取消し等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定事業者に係る指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (1) 指定事業者が前条第2項の市長が別に定める基準に従って第1号事業を行うことができなくなった場合
- (2) 事業支給費の請求に関し、不正があった場合
- (3) 指定事業者が不正の手段により指定事業者の指定を受けた場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、指定事業者が地域支援事業又は居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした場合

(指導)

第15条 市長は、第1号事業の実施に関して必要があると認めるときは、当該第1号事業利用者若しくは事業者等又は当該第1号事業を行う事務所の従業者であった者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該者に質問若しくは照会をさせることができる。

(準用)

第16条 狛江市指定介護予防支援等に関する条例（平成26年条例第24号）第5章の規定は、第1号事業について準用する。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第10条から第12条までの規定は、この条例の施行の日以後に利用する事業に係る利用料及び事業支給費について適用する。

付 則（平成30年7月4日条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年8月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の狛江市介護予防・日常生活支援総合事業に関する条例第10条及び第12条の規定は、この条例の施行の日以後に利用する事業に係る利用料及び事業支給費について適用し、施行の日前に利用された事業については、なお従前の例による。

付 則（令和元年11月14日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の狛江市介護予防・日常生活支援総合事業に関する条例の規定は、令和元年10月1日から適用する。

付 則（令和2年3月31日条例第8号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。